

事業承継の出発点は自社株の評価です。上場企業は市場価値により株価が決まりますが、中小企業では国税庁が定めた株価算定方式で評価します。中小企業の経営者のように経営支配力を持つ株主は類似業種比準方式、純資産価額評価方式、これらの併用方式で評価します。

具体的には従業員数、純資産価額（帳簿価額）、取引金額（売上高）の三要素で会社を大中小に区分します。大会社は上場会社を基準とした類似業種比準価額、小会社は純資産価額、中会社は大会社と小会社の両方の併用で評価することになっています。これらの評価方式によると、事業を発展させ内部留保の多い会社ほど自社株の評価額が高くなりがちで、後継者が相続税に頭を悩ませる原因ともなります。そのためにも経営革新を伴う対策で自社株の評価を引き下げることが必要です。承継計画の作成にあたっては、まず自社の現在の株価を



税理士法人押田会計事務所
代表社員 税理士

税理士、行政書士。1991年押田会計事務所開業後、TKC全国会員として資産税システムの開発に携わる。現在は同全国会システム委員会委員長。「遺産分割と相続発生後の対策」（共著）など著書多数。

押田 吉真氏

自社株評価の重要性

事業承継

の現場から

知っておかねばなりません。直近の決算・申告に基づき自社株を評価し、経営者が所有する資産と合わせて相続税の試算を行う必要があります。その上で特例事業承継税制の利用の可否を判断します。

特例税制を適用すれば自社株の評価額に対する相続税額は全額納税を猶予されます。相続税は経営者の死亡時点の自社株評価額を基に計算しますが、事前に贈与し特例納税猶予の適用を受けていれば、その時点の評価額で算出することになります。これならば後継者が会社を成長させて自社株の評価額が上がったとしても安心です。

なお特例税制を利用した自社株の贈与や相続は、あくま

経営革新伴う対策を

でも贈与税・相続税の納税猶予の特例です。適用後に要件が満たせなくなった場合は、利子税と合わせて納税義務が発生します。

特例税制を利用する予定のA社は毎決算期に自社株を評価し、経営者は自身の他の財産と合わせて相続税を試算してきました。その上で経営に影響を及ぼさない範囲で自社株対策も行ってきました。昨年、トップが交代してからも後継者が業容をさらに拡大しています。これまでの自社株評価の対策、特例税制の利用により、絶妙なタイミングでの承継となりそうです。

このように特例税制を適用するには自社株の評価、適用の判断、相続税額や納税猶予額の試算など、特例事業承継計画書を提出するまでにはいくつかの作業が伴います。これらを確実かつスムーズに進めていくためには経営革新等支援機関で、税務の専門家である税理士のサポートが必要となります。